

令和8年度ふるさとと産品開発事業 募集案内

市内の関連産業の活性化を図り、**地場産品基準**に適合する商品の開発・改良・販売・製造効率化・大量生産化（以下「開発等」という。）を行う事業者を対象に、以下のとおり支援します。

1 募集期間

令和8年4月15日（水）～予算が上限に達し次第終了

2 支援内容及び対象要件等

（1）支援内容

- ①対象商品の開発等に係る経費に対する補助金の交付
- ②商品完成お披露目会の開催による販促機会の提供

（2）対象商品

ふるさと産品

…**地場産品基準**（平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる基準）に適合する商品

例1）原材料のうち50%以上が市内産のもの

例2）市内で加工を行い、50%以上の付加価値が生じるもの

（3）対象事業及び補助金額

ふるさと産品の開発等に係る事業が対象となります。

	ふるさと産品 開発コース	ふるさと産品 改良コース
対象事業	・商品の試作及び分析 ・包装デザインの開発又は改良 ・ホームページ等の作成 ・販促物の作成 等	機械設備等の導入
対象経費	・試作に使用する原材料費 ・容器等の消耗品費 ・パッケージデザイン作成委託料 ・ホームページ、販促物作成経費 ・成分分析に係る手数料 等	機械設備等の導入費
補助率	補助対象経費の 2分の1以内	補助対象経費の 3分の2以内
上限	40万円	100万円

(4) 対象事業者

次に掲げる要件のすべてを満たす個人、法人又は団体

- ①市内に住所又は事務所、事業所等を有すること。
- ②年度内に事業を完了することが見込まれること。
- ③将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- ④市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。
- ⑤市が開催する商品完成お披露目会に参加できること。
- ⑥団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ⑦市税を滞納していないこと。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ①「令和8年度十和田市とわだの逸品開発事業費補助金交付申請書」(様式第1号)
- ②個人は「住民票」の写し^{※1}
法人は「法人の登記事項証明書」
団体は「団体の規約」及び「構成員名簿」
- ③市税の滞納がないことを証する書類^{※2}
- ④開発等を行うふるさと製品の「イメージ画像」等
- ⑤補助対象経費の算出根拠となる「見積書」
- ⑥機械設備等を導入する場合は、設計書・カタログ等及び規模の決定の根拠
- ⑦その他、計画の実現性を審査するために必要となる書類を提出していただくことがあります。

※1、※2は、同意書(産業振興課が取得すること)の提出に代えることができます。

(2) 提出先

十和田市 農林観光産業部 産業振興課 宛

郵送又は持参してください。提出書類は返却しません。

申請様式は、産業振興課窓口で配布するほか、市のHPからダウンロードできます。

(3) 審査

申請受理後、審査を行い、後日結果を通知します。

4 その他

詳細については「令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金交付要綱」をご覧ください。(産業振興課に備え付けているほか、市HPに掲載しています)

5 提出・お問い合わせ先

十和田市役所 本館2階 産業振興課 ふるさと産品振興係

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-51-6743 FAX 0176-22-9799